

5第6号議案

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年2月13日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則について、市町村立学校の副校長、教頭、部主事の二次評価者に「市町村教育委員会教育長」を加える必要があるからである。

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

市町村立学校の副校長、教頭、部主事の人事評価における二次評価者を市町村教育委員会教育長とする。

2 改正の理由

市町村立学校副校長、教頭、部主事の人事評価による給与反映を実施するにあたり、二次評価者を定める必要があるため。

3 改正の内容

- (1) 第4条の表中の被評価者「副校長、教頭」を「副校長、教頭、部主事」とし、「二次評価者」の欄に「市町村教育委員会教育長」を加える。
- (2) 第4条の表中の一次評価者「副校長、教頭」を「副校長、教頭、部主事」とする。
- (3) その他所要の整備を図ること。

4 施行年月日

令和5年4月1日

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則 (平成二十四年愛知県教育委員会規則第二号)

の一部を次のように改正する。

第四条の表中

副校長 教頭 事務職員 学校栄養職員	校長	
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	副校長 教頭	校長

を

副校長 教頭 部主事	校長	市町村教育委員会教育長
事務職員 学校栄養職員	校長	
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	副校長 教頭 部主事	校長

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(評価者)

第四条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、次のとおりとする。

校長	被評価者	評価者	
		一次評価者 市町村教育委員会 教育長	二次評価者 市町村教育委員会 教育長
副校長 教頭 部主事	副校長 教頭 部主事	校長	校長
事務職員 学校栄養職員		校長	校長
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	講師	校長	校長

旧

(評価者)

第四条 同上

校長	被評価者	評価者	
		一次評価者 市町村教育委員会 教育長	二次評価者 市町村教育委員会 教育長
副校長 教頭	副校長 教頭	校長	校長
事務職員 学校栄養職員		校長	校長
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	講師	校長	校長